

○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

（部会）  
第七條（略）

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科  
3 会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。（分科  
（略）